

令和元年度消費者庁政策評価事前分析表

政策名：消費者政策の推進

	(担当課)	(ページ数)
施策名：(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課	1
(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	5
(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課	8
(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課	15
(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	19
(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課	23
(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課	25
(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	28
(9) 物価対策の推進	参事官（調査・物価等担当）	30
(10) 消費者政策の推進に関する調査・分析	参事官（調査・物価等担当）	32

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(1))

施策名	消費者政策の企画・立案・推進及び調整	担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	消費者政策課長 内藤 茂雄
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	「消費者基本計画」及び「消費者基本計画工程表」に基づき、消費者の利益の擁護及び増進に資する基本的な政策の企画・立案・推進を行う。				
達成すべき目標	消費者の利益の擁護及び増進を図る。具体的には、「消費者基本計画工程表」に基づく個別施策を推進するとともに、工程表を毎年度改定し、関係行政機関の消費者行政に関する取組について新規施策の追加や進捗状況に応じた見直しを行い、消費者政策の推進状況を見える化して国民の検証・評価に供する。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本法(昭和43年法律第78号) ○消費者基本計画(平成27年3月24日消費者政策会議決定) ○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)3(1)③、3(1)⑤、3(1)⑥、3(2)⑬、3(2)⑯、3(2)㉓、3(3)④、4(1)④、5(1)⑨、5(1)⑪、5(3)③、5(3)④、5(3)⑤、6(1)⑥、6(1)⑧、6(2)⑥				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本法第9条		1 第4期消費者基本計画の策定状況	消費者政策をめぐる現状と課題や第3期までの消費者基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、消費者政策において目指すべき社会の姿を見据えて、令和2年度からの5か年を対象とした第4期消費者基本計画を策定する。		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(1)⑤ 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等 消費者の財産被害の発生又は拡大の防止のため、消費者の財産被害に対して、消費者安全法の規定に基づく関係省庁等から消費者庁への通知を確実に実施するとともに、消費者庁において、その内容を踏まえて必要な事案について、同法に基づく注意喚起、勧告等の措置を迅速かつ的確に講ずる。		2 消費者安全法の規定に基づく注意喚起等の実施(措置件数)	消費者庁に一元的に集約された消費者被害情報の内容を分析・検討し、消費者安全法の規定に基づき消費者に対する注意喚起等を実施する。		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号5(1)⑪ ギャンブル等依存症対策の強化 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化するために、第196回国会で成立したギャンブル等依存症対策基本法(平成30年10月施行)等を踏まえ、関係省庁等との連携の下で次の1)から5)までの取組を推進する。 1)消費者向けの注意喚起、普及啓発の実施 2)関係機関との連携方法などを整理した対応マニュアルの策定 3)消費生活相談員等を対象とした研修の実施 4)地方公共団体に対する地域における自主的な取組の推進の依頼 5)ギャンブル等の消費行動等の実態調査の実施		3 消費者庁のウェブサイト(「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/))へのアクセス数	ギャンブル等依存症対策として必要な知識の普及の取組の一環として、消費者庁ウェブサイトの「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」のページがトップページからアクセスできる環境を維持するとともに、関係省庁や地方公共団体消費者行政部局における情報を含め、随時ウェブサイトの内容を更新することにより、分かりやすく情報提供する。		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(3)④ インターネット上の消費者トラブルへの対応</p> <p>インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p>	<p>4 「インターネット消費者取引連絡会」の開催回数</p>	<p>インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施するとともに、調査結果を活用し、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)③ 二国間・地域間における政策対話・協力等の実施</p> <p>政策対話や、MOUの締結及び技術協力等の実施により、消費者問題に係る二国間・地域間の情報共有や連携の強化を図る。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)④ 多国間協力の実施</p> <p>OECD消費者政策委員会等、国際機関への参画を通じ、グローバル化する消費者問題について、多国間における情報共有や連携の強化を図る。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)⑤ 海外消費者関係法執行機関との連携</p> <p>国境を越えた不正取引への取組を推進するため、海外の消費者関係法執行機関との連携を図る。</p>	<p>5 二国間、地域間、多国間における連携状況</p> <p><参考指標> 二国間、地域間、多国間の取組への参画件数</p>	<p>二国間・地域間における政策対話等を実施するほか、OECD消費者政策委員会等の国際会議や、国際機関の取組へ積極的に参画する。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>(該当なし)</p>	<p>6 AI活用に関する消費者への情報発信の在り方についての検討会の設置状況</p>	<p>AIのような新しい技術を用いた商品・サービスの登場を踏まえ、これらの利用に当たって消費者が注意すべき点とその情報発信の在り方について検討を開始する。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(1))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
	7 若者が活用しやすい消費生活相談に関する検討状況		若者が相談しやすい環境を確保する観点から、SNSを活用した消費生活相談の実現可能性、導入に当たった課題及びその対応策に関する検討を行う。			令和元年度
(該当なし)						
達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度				
(1)消費者政策企画・立案経費	82,875千円 (55,550千円)	85,021千円 (66,073千円)	136,055千円	1、3、5、6	<p>(二国間・多国間協力の実施) グローバル化する消費者問題に対応するため、各国消費者行政機関との政策対話や、多国間協力の枠組みを活用した情報共有等、国際的な連携・協力の取組を推進する。</p> <p>(消費者基本計画の検証・評価及び見直し) 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5か年計画である「消費者基本計画」の検証、評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。</p> <p>(「越境消費者センター(CCJ)」の連携先拡大) 「越境消費者センター(CCJ)」の更なる機能強化を図るため、国際連携体制を拡充・強化することは不可欠である。そこで、我が国が今後早期に連携すべき国等を選定した上で、連携実現の足掛かりとするため、窓口となり得る当該国の機関の把握や消費者相談の実態等を明らかにし、我が国との連携を実現するために必要となる具体的な対応を実施する。</p>	0001
(2)消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応経費	24,600千円 (24,314千円)	27,756千円 (23,072千円)	26,873千円	2	<p>消費者安全法の規定に基づく財産分野の消費者事故等の通知やPIO-NET等で収集される情報を的確に分析するため、有識者や国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施する。</p> <p>財産分野の消費者事故等について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法の規定に基づく注意喚起などの対応を随時行う。</p>	0002

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(1))

達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度				
(3) 新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査	14,004千円 (11,232千円)	12,400千円 (11,664千円)	11,294千円	4	<p>近年、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)等、スマートフォン決済や行動ターゲティング、位置情報等の新技術の発展・普及や、シェアリングサービス等の新サービスの市場拡大、また、グローバル化に伴い、外国会社の国内市場への参入や越境EC(電子商取引)の市場拡大も見られる。</p> <p>こうした状況下で、インターネット取引市場はますます高度化・複雑化しており、様々な消費者問題や新たな課題が生じている。こうした問題等に迅速な対策を講じるためには、消費者取引の実態を把握するとともに、今後発生し得る消費者トラブルの芽を早期に発見し、その潜在的なリスクを分析することが求められる。そこで、調査実施時点における最新のインターネット技術・サービスや消費者トラブルのうち、優先的な対応が求められるテーマについて動向調査を実施する。</p> <p>本事業の実施により、今後発生し得るトラブルの未然防止や既存のトラブルの拡大防止が図られる。</p>	0003
(4) 消費者政策関係情報調査経費	9,607千円 (10,800千円)	23,541千円 (24,408千円)	22,973千円	-	<p>従来の消費者庁の主たる情報源である消費生活相談(主に電話相談)の情報(PIO-NET)では捕捉しづらい消費者トラブルの情報を迅速に把握し、消費生活相談対応の円滑化につなげられるよう、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等のインターネット上の書き込み等の情報から消費者トラブルの状況を把握する。</p>	0004
(5) 消費者行政新未来創造調査等経費	-	15,938千円 (1,608千円)	12,435千円	7	<p>若者はSNSを日常的なコミュニケーション手段としていることから、若者が相談しやすい環境の確保のため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、有識者による研究会を開催し、SNSを活用した消費生活相談の実現可能性を検討する。</p> <p>また、ICTを介して個人等の遊休資産を活用するシェアリングエコノミーに関し、その普及に伴い発生するおそれのある消費者問題に対応するため、シェアリングエコノミー等の技術が変革する将来の消費生活をより豊かなものとし、消費者の利益の増進に資する。</p>	0005

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(2))

施策名	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	消費者制度課長 加納 克利
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>1. 消費者契約法の見直し 消費者契約法(平成12年法律第61号)に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討するとともに、消費者契約法の周知・啓発活動を実施する。</p> <p>2. 公益通報者保護制度の推進 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)について、法の周知・啓発を引き続き推進し、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性を向上させるための方策について検討する。</p> <p>3. 消費者団体訴訟制度の推進 ①消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。)の適切かつ実効的な運用を行う。 ②適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定・監督、支援を実施する。</p>				
達成すべき目標	<p>1. 消費者契約法の見直し ①平成30年改正での審議において衆参両院の委員会で付された附帯決議や消費者委員会の答申の付言に記載された事項等について、分析・検討する。 ②説明会の実施や広報資料の配布等によって、消費者契約法の周知・啓発活動を実施する。</p> <p>2. 公益通報者保護制度の推進 ①説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。 ②規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策に関して消費者委員会が出した答申(平成30年12月)の内容等を踏まえつつ、法改正も視野に更なる検討を行う。</p> <p>3. 消費者団体訴訟制度の推進 ①説明会の実施や広報資料の配布等によって、被害回復を含めた消費者団体訴訟制度の周知・啓発に取り組む。 ②適格消費者団体及び特定適格消費者団体について認定・監督を適切に行うとともに、団体が業務を円滑に実施できるように必要な支援を実施する。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号 3(1)④、4(3)③、5(1)①</p> <p>○骨太の方針2019(令和元年6月21日閣議決定)「…内部通報制度の認証制度等を通じて公益通報者保護制度の実効性を強化する…」</p> <p>○施政方針演説(平成31年1月28日)「…公益通報者保護に向けた取組を強化し、誰もが働きやすい職場づくりを進めてまいります。」</p>				

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(2))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)④ 消費者契約法の見直し</p> <p>消費者契約法施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について、消費者委員会消費者契約法専門調査会で審議が行われた。消費者委員会の答申(2016年1月)を踏まえた「消費者契約法の一部を改正する法律」が第190回国会で成立し、2016年6月3日に公布(平成28年法律第61号)、2017年6月3日から施行された。</p> <p>また、「消費者契約法専門調査会報告書」(2015年12月)において今後の検討課題として引き続き検討を行うべきとされた論点等については、消費者委員会で更に審議が行われた。その結果として示された消費者委員会の答申(2017年8月)を踏まえた「消費者契約法の一部を改正する法律」が第196回国会で成立し、2018年6月15日に公布(平成30年法律第54号)、2019年6月15日から施行されるところ、引き続き、改正点を含めた消費者契約法の内容について、周知・啓発活動を実施する。</p> <p>さらに、2019年2月から、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催し、2018年改正での審議において衆参両院の委員会で付された附帯決議や消費者委員会の答申の付言に記載された事項等について、法制的・法技術的な観点から、検討を行っている。引き続き分析・検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>1 消費者契約法の認知度</p>	<p>説明会等の実施、広報資料の配布、法の見直し等により、消費者契約法の認知度を向上させる。 (法の認知度:40%)</p>	<p>令和2年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(3)③ 公益通報者保護制度の推進</p> <p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、民間事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス(法令遵守等)に係る取組の強化を図る。</p> <p>また、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書等を踏まえ、民間事業者及び行政機関の更なる取組を促進し、もって法令遵守及び国民生活の安全・安心を確保するため、改正・策定された各種ガイドラインの周知徹底と共に、インセンティブの導入(内部通報制度に係る認証制度の導入・普及、公共調達での評価、認証取得の促進支援等)及び内部通報制度の適切な運用に資する人材の育成に係る取組等を行う。加えて、一元的窓口の創設を視野に体制の整備及び必要な取組を行う。さらに、公益通報者保護法について、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策に関して2018年12月に消費者委員会が答申を出したところ、同答申の内容、2019年3月末にかけて実施した意見募集の結果(2019年5月結果公表)等を踏まえつつ、法改正も視野に更なる検討を行う。</p> <p>なお、地方公共団体及び地方の事業者における公益通報者保護制度の推進を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、先進的な取組(事業者団体等の主導による中小企業における内部通報制度の導入促進支援、徳島県内の各市町村に整備した通報制度の実効性向上、県内市町村共通の窓口の整備等)を実施し、その効果を検証・分析した上で、これを踏まえた全国展開を図っていく。</p>	<p>2 大企業労働者及び中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度</p> <p>3 市区町村及び中小企業の内部通報窓口の設置率</p> <p>4 内部通報制度に関する認証取得事業者数 ※自己適合宣言登録制度を含む。</p>	<p>説明会等の実施、広報資料の配布、法の見直し等により、公益通報者保護法の認知度を向上させる。 (大企業労働者における法の認知度:60%、中小企業労働者における法の認知度:50%)</p> <p>「消費者行政新未来創造オフィス」における先進的な取組の実施及びその効果の検証・分析により、市区町村及び中小企業の通報窓口の整備を促進させる。また、法の見直し等により、当該通報窓口の整備を促進させる施策を立案する。 (市区町村の内部通報窓口の設置率:70%、中小企業の内部通報窓口の設置率:50%)</p> <p>認証取得事業者数を増やす。 (認証取得事業者数:300社)</p>	<p>令和2年度</p> <p>令和2年度</p> <p>令和3年度 (3月末まで)</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(2))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			
	目標年度					
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(1)① 消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)の適正な運用</p> <p>消費者裁判手続特例法について、制度の周知・広報と併せて、制度の担い手となる特定適格消費者団体及び同団体の前提となる適格消費者団体の設立促進並びに適正な認定及び監督を行う。</p> <p>また、「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第43号)の国会審議を踏まえて、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する情報提供の在り方の検討など、これらの団体に対する支援に取り組むとともに、これらの団体を支援する民間基金の周知・広報について取り組む。</p> <p>さらに、消費者裁判手続特例法附則第5条の規定に基づき、同法の施行状況を踏まえ制度の見直しについて適切に対応するとともに、同法及び景品表示法の施行状況を踏まえ加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の検討を行う。</p>	5 消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体・特定適格消費者団体の認知度	説明会の実施や広報資料の配布等により、消費者団体訴訟制度の認知度を向上させる。 (認知度:40%(消費者団体訴訟制度)、30%(適格消費者団体)、20%(特定適格消費者団体))			令和2年度	
	6 適格消費者団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数	消費者団体訴訟制度の適切な運用のために適格消費者団体等の適切な認定・監督、環境整備等を行う。 (適格消費者団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数:50件)			令和元年度	
達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度				
(1)消費生活に関する制度の企画・立案・推進経費	43,034千円 (25,558千円)	82,693千円 (61,268千円)	78,261千円	1、5、6	消費者団体訴訟制度の周知・啓発 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定・監督、団体間の連携・協力、消費者被害の実態調査 消費者契約法の運用、見直しに向けた検討	0006
(2)公益通報者保護の推進に必要な経費	57,228千円 (51,427千円)	63,792千円 (57,168千円)	63,148千円	2~4	公益通報者保護制度の説明会等を実施することによる制度の更なる周知・啓発及び通報・相談体制の整備促進等	0007

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	担当部局名	消費者教育推進課	作成責任者名	消費者教育推進課長 宮原 真太郎
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>○教育 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第9条の規定に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)を策定するとともに、同法第19条の規定に基づき設置した「消費者教育推進会議」を開催し、委員相互の情報の交換及び調整を行い、消費者教育を総合的、体系的、効果的に推進する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報の拡充を行う。 消費者教育の体系イメージマップにおける、幼児期から高齢期までのライフステージ、「消費者市民社会の構築」などの4つの領域ごとの目標に対応した消費者教育用副教材を作成する。「エンカル消費」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を深め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。</p> <p>○普及・啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会作りに向けた機運を高めるため、毎年5月の消費者月間に、消費者庁、地方公共団体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及・啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者及び周りのの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。</p> <p>○食品ロスの削減の推進 令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)に基づき策定する「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の下、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。</p>				
達成すべき目標	<p>○教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会がままなく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>○普及・啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及・啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止への寄与を図る。</p> <p>○食品ロスの削減の推進 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組む。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号 1(4)⑥、4(2)①、4(2)②、4(2)③、4(2)④、4(2)⑤、4(2)⑥、4(2)⑦、4(2)⑧、4(2)⑨、4(2)⑩、4(2)⑪、4(2)⑬、4(2)⑭、4(2)⑮、4(3)①、5(1)⑬、6(1)⑦</p> <p>○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定) ・消費者教育や啓発に係る地方支援、(中略)などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業(PIO-NETの整備、研修、消費者教育や啓発への支援等)についても充実する(以下略)。</p>				

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	
			目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(4)⑥ 食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進</p> <p>関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進に必要な措置を講じ、食品の風評被害の払拭に努める。</p> <p>このため、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」等により風評被害の状況を把握しつつ、関係府省、地方公共団体、消費者団体等と連携したリスクコミュニケーション、「食品と放射能Q&A」や2013・2014年度基金の事例集などによる情報提供を行うとともに、検査機器の貸与等により地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制を支援する。</p>	<p>1 意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度</p>	<p>食品の安全性に関し、時宜に合ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを推進する。特に、食品中の放射性物質に関しては、具体的には、関係府省や地方公共団体、消費者団体等と連携した意見交換会に加え、大消費地での親子参加型イベントに出展する等の取組も行う。</p> <p>関係府省等、地方公共団体、消費者団体等と連携し、食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進のため、正確な情報提供等を継続して実施し、風評被害の払拭を図る。</p>	<p>令和元年度</p>
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	
			目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及び啓発活動を推進する。</p> <p>消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職場その他様々な場における取組を推進する。</p> <p>また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)③ 「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」の検討等</p> <p>消費者教育推進会議における検討を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策の実施状況等に照らして2018年3月20日に変更を行った基本方針に基づき、施策を実施する。その状況を踏まえ、必要に応じて基本方針の変更を検討・実施する。</p>	<p>2 各都道府県・政令指定都市における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況(消費者教育推進計画の策定数、消費者教育推進地域協議会の設置数)</p> <p>3 都道府県における消費者教育コーディネーターの配置状況</p> <p>(関連指標) 消費者教育推進会議及び分科会の開催(開催回数)</p>	<p>基本方針等を踏まえ、消費者教育推進会議等を開催し、消費者教育推進のため、先進事例等の把握、周知及び普及に努める。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)② 地域における消費者教育推進のための体制の整備</p> <p>国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。</p> <p>地方消費者行政強化作戦の目標である、全ての都道府県及び指定都市での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置の計画期間中の達成を目指して、地方消費者行政推進交付金(2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金)によるネットワークの構築、先進事例の収集・提供、地方消費者フォーラムを活用した教育関係者との連携強化等により、この目標の達成に向けた都道府県の取組を調査、支援、促進する。</p> <p>地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。</p> <p>消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑤ 教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基盤的な情報の整備と体制作り)</p> <p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなどして、消費者教育推進のための人材開発等を含めた整備を促進する。</p> <p>独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援するとともに、今後の消費者教育コーディネーターの育成・配置の促進のための方策などについて、消費者教育推進会議の下で検討を行う。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑦ 地域における消費者教育の推進</p> <p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。あわせて、同計画の内容及び同協議会の取組の充実について、支援・促進する。</p> <p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センター等の消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。</p> <p>独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。</p> <p>担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。</p> <p>消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。</p>	<p>4 各都道府県・政令指定都市における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況(消費者教育推進計画の策定数、消費者教育推進地域協議会の設置数)(再掲)</p> <p>5 都道府県における消費者教育コーディネーターの配置状況(再掲)</p> <p>6 地域への講師派遣の状況(派遣数)</p> <p>(関連指標) 消費者庁ウェブサイト「消費者市民社会のページ」のアクセス数</p>	<p>既に消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置をしている都道府県及び政令指定都市に対して、同計画の進捗管理及び同協議会の運営状況を調査し、分科会において計画の実効性の確保等について議論を行うとともに、モデル事例となる取組については情報提供を行うことで、全都道府県及び全政令指定都市における同計画の策定及び同協議会の設置を目指し、地域における消費者教育を支援する。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑥ 学校における消費者教育の推進</p> <p>1)(略) 2)大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して実施した「消費者教育に関する取組状況調査」及び専門学校に対して2018年に実施した「専修学校における消費者教育取組状況調査」について、現状の課題等の分析や特色ある取組事例等の情報提供及び啓発を行う。 (略) 3)消費者教育の人材(担い手となる教職員)の育成・活用 (略)「若年者の消費者教育分科会」において検討を行った。教員の指導力向上のための方策について、2018年6月の取りまとめと同年7月の消費者教育推進会議における意見聴取を踏まえ、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を改定(2018年7月12日)した。アクションプログラムに盛り込んだ、教員養成課程や教員研修等における消費者教育に関する取組を推進する。 4)関係省庁の連携による消費者教育の推進 学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。 成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。 消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、教材を使用した授業を実施(試行)し、試行の検証を行うとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進する。 2018年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の活用に係る検討を行う。 大学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進する。 (略)消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援し、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。 独立行政法人国民生活センター等での研修の実施や、地方消費者行政強化交付金の活用により、地方公共団体による消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた取組を支援する。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号5(1)⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催</p> <p>成年年齢引下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育をはじめとした環境整備の施策に活かす。</p>	<p>7 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく消費者庁作成教材「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材の配布・活用状況</p> <p>(関連指標) 消費者教育推進会議の分科会開催回数</p>	<p>「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国の高等学校等での実践的な消費者教育を推進し、消費者庁作成教材「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材の全国での活用を促す。 (関連指標として、学校における消費者教育の推進に関連する議論を行った分科会の開催回数を示す。)</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)④ 消費者教育に使用される教材等の整備</p> <p>年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。 消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。 成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進するため、2018年2月に「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」において決定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、関係省庁が連携して取組を推進する。 消費者庁が作成した高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、教材を使用した授業を実施(試行)し、試行の検証を行うとともに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、全国での活用を推進する。 2018年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の活用に係る検討、児童養護施設等での消費者教育支援プログラムについて検討する。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑧ 家庭における消費者教育の推進</p> <p>消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。 消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑨ 事業者・事業者団体による消費者教育の推進</p> <p>事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。 事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑩ 金融経済教育の推進</p> <p>金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。 金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。 金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などにに向けた事前相談を実施する。</p>	<p>8 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(消費者教育に使用される教材等の整備)</p> <p>(関連指標) 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(家庭で活用できる消費者教育教材等の掲載件数)</p> <p>(関連指標) 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(事業者・事業者団体による取組事例に係る掲載件数)</p> <p>(関連指標) 消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況(「生活の管理と契約」の領域に係る教材の掲載数及び教材を使った取組事例数)</p>	<p>消費者教育ポータルサイトにおいて、それぞれの段階に応じた教材等の情報提供を行うとともに、消費者教育ポータルサイトに対する要望等の調査を踏まえ、今後の情報提供の在り方等について検討を行う。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑩ エシカル消費の普及啓発</p> <p>持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、エシカル消費等に関する調査研究及び普及啓発を実施する。 倫理的消費調査研究会の「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討する。検討に当たり関係省庁との連携を図る。 また、エシカル消費の普及のためのイベント「エシカル・ラボ」は、地方でも開催することとし、開催に当たり、関係省庁との連携を図る。 エシカル消費の普及のため、若年層に取り入れやすい文化・雰囲気の醸成、メディアや広報の活用、エシカル商品の開発・提供、認証ラベル等について消費者が必要とする情報が適切に提供される環境作りの検討、エシカル消費の意味や必要性に対する理解を深めるための多様な主体による推進活動(ムーブメント作り)を行う。また、消費者・事業者・行政による推進組織(プラットフォーム)の構築等を検討し、学校において利用できる教材の提供や教員向け研修の機会の提供、商品・サービスへの反映や事業者間の連携等事業者への働き掛け、認証ラベルの情報提供等も検討する。先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組については、「消費者行政新未来創造オフィス」において行う。</p>	<p>9 エシカル・ラボの開催状況(開催回数)</p> <p>10 エシカル消費の普及に関連する取組事例の収集状況(収集件数)</p>	<p>倫理的消費調査研究会の取りまとめを踏まえ、普及のためのイベントとして「エシカル・ラボ」を開催する。 また、エシカル消費の普及のため、「消費者行政新未来創造オフィス」を中心に、先進的な取組事例の収集を行う。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑭ 食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進</p> <p>食品ロスを削減するため、関係省庁の連携による取組を推進する(関係省庁等連絡会議は消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が参加。共通ロゴマークとして「るすのん」を活用。)。【消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係省庁】</p> <p>1) (略)食品ロスの内容、発生要因等を分析する。 2) 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。 3)・4) (略)</p> <p>5) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直し等の促進に向けた取組を推進するとともに、このような事業者の取組に係る情報提供を行い消費者の理解を促進する。 6) 飲食店等における食べられる分量のメニューの充実などの好事例の展開、持ち帰りについて安全に食べるための注意事項の周知を行う。 7) (略)</p> <p>8) 賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者による販売が困難となった加工食品などの寄付を受けて福祉施設等に無償で提供する取組(フードバンク活動)に対して必要な支援を行う。 9) 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用を図ることを促進する。 10)・11) (略)</p> <p>12) ウェブサイトやパンフレット等を活用し、食品ロス削減のために家庭で取り組める内容について、地方公共団体等とも連携して、消費者に対する普及啓発を推進する(発生要因の分析等を踏まえ、内容や媒体を随時見直す。) 13) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会との連携を進める。 14) 「消費者行政新未来創造オフィス」において実施した実証事業の結果を踏まえて、家庭における食品ロスの削減に資する取組について、全国展開を図る。</p>	<p>11 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合</p>	<p>消費者の意識に関する調査で「食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む人の割合」を向上させる(令和元年度:80.0%以上)。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(3))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標				
		目標年度				
消費者基本計画工程表 施策番号4(2)⑮ 食育の推進 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。 また、食育推進会議が2016年3月18日に作成した、2016年度から2020年度を対象期間とする第3次食育推進基本計画に基づき食育を推進する。	12 食育等に関する啓発資料等の配布(件数)	食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。				
消費者基本計画工程表 施策番号4(3)① 消費者団体等との連携及び支援等 消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。 また、地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。 さらに、高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する(地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施(2015年度)、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施(2016年度以降))。	13 消費者団体との意見交換回数	消費者団体との意見交換を推進する。				
消費者基本計画工程表 施策番号6(1)⑦ 消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革 「消費者・生活者を主役とする行政を担う国家公務員の意識改革」の具体化に向けた施策として、人事院と消費者庁との共催により本府省審議官級に昇任した職員を対象に、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施する。	14 国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験させる研修の実施(回数・参加者数)	国家公務員(本府省審議官級に昇任した職員)向けに消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。				
達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	29年度	30年度				
(1)消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費	46,549千円 (18,311千円)	49,827千円 (48,467千円)	55,500千円	1~14	消費者の安全、安心を実現するため、合理的意思決定ができ、社会の発展と改善に積極的に参加する自立した消費者を育てることが大切であり、そのために消費者教育・普及啓発における政策の企画・立案・推進等を行う。	0008

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(4))

施策名	地方消費者行政の推進	担当部局名	地方協力課	作成責任者名	地方協力課長 太田 哲生
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)に新たに位置付けられた「地方消費者行政強化作戦」(平成27年3月)に基づき、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を地方消費者行政のための交付金を通じて支援する。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査等を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>				
達成すべき目標	地方公共団体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	<p>○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号5(3)②、6(1)④、6(1)⑧、6(2)①、6(2)②、6(2)③、6(2)④、6(2)⑤、6(2)⑦</p> <p>○消費者行政推進基本計画(平成20年6月27日閣議決定)</p> <p>・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)</p> <p>・消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合を減少させる<2020年までに実現すべき成果目標></p>				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号5(3)② 在留外国人の相談に対する体制の強化</p> <p>地方消費者行政推進交付金(2018年度以降は、地方消費者行政強化交付金)の活用等により、消費生活センター等における在留外国人(在日・訪日外国人)に対する消費生活相談体制を強化する。</p>		1 外国語による相談体制が整備された都道府県消費生活センター数	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会や改正入管法に基づく新たな外国人材受入れにより増加が見込まれる在留外国人への情報提供や相談体制の強化を図る。		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(1)④ 障害者の消費者被害の防止策の強化</p> <p>高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会における課題を整理するなど、消費生活センター等における障害者の消費生活相談への対応策について検討を行う。</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号6(1)⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実</p> <p>消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める(主な窓口は別表3のとおり。)。また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段(電話、FAX、メール、ウェブサイト受付窓口等)の拡充について検討し、可能なものについて対応する。</p>		2 障害者に配慮した消費生活センター数	消費生活センター等における障害者の消費生活相談への対応のための体制整備として、障害者に配慮した消費生活センター等を充実させ、障害者の消費者被害の未然防止、拡大防止、救済を図る。		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(4))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	細目標	目標	目標年度	
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等</p> <p>国における財源の確保、地方における人員・予算の確保に向けた自主的な取組への支援を含む、地方公共団体への支援、東日本大震災の被災地方公共団体への支援を行うほか、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の整備を全国的に推進する。</p> <p>このため、地方消費者行政強化作戦に沿って、計画期間中に、相談体制の空白地域解消、消費生活センター設置促進、消費生活相談員配置促進、資格保有率向上、研修参加率の向上を目指して、地方公共団体の取組を支援する。</p> <p>また、2014年に公布された消費者安全法の改正法が2016年4月に施行されたことを踏まえ、同月に「消費者安全の確保に関する基本的な方針」を改定した。今後、同方針も踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置、消費生活相談員の処遇改善及び資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援を推進する。消費者安全確保地域協議会については、その設置促進に資するよう、地方公共団体における先進事例の収集・共有等に取り組む。</p> <p>これらの取組を安定的に事務として定着させるため、地方公共団体の自主財源に裏づけられた予算の確保を促進する。</p> <p>また、2018年度は、地方消費者行政強化交付金を措置し、新たに国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援するとともに、これまでに地方消費者行政推進交付金を活用して行っていた事業について引き続き支援を行う。</p>	<p>3 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-1② 消費生活センターの設立促進(人口5万人未満の市町村の50%以上を達成している都道府県の割合) (令和元年度末までに100%) (参考指標1)消費生活センター設置カバー率※が80%以上の都道府県数(測定指標3関連) ※各都道府県総人口におけるセンターが設置されている市町村の人口 (参考指標2)都道府県と市町村の相談件数における市町村の相談担当率(測定指標3関連)</p> <p>(参考指標3)全国の人口5万人未満の市町村におけるセンター設置率(測定指標3関連)</p>	<p>どこにいても質の高い相談・救済を受けられる社会基盤作りのため、地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費生活センターの設立等の支援を行う。</p>			
	<p>4 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-2 管内自治体(市区町村)の50%以上に消費生活相談員を配置している都道府県の割合 (令和元年度までに100%)</p>	<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政強化交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働き掛けるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。</p>			
	<p>5 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引上げを達成している都道府県の割合 (令和元年度までに100%) (参考指標3)消費生活相談員配置カバー率※が80%以上の都道府県数(測定指標4、5関連) ※各都道府県総人口に対する相談員が設置されている市町村の人口</p>	<p>どこにいても質の高い相談・救済を受けられる社会基盤作りのため、地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費生活相談員の養成、レベルアップに向けた支援を行う。</p>			
	<p>6 「地方消費者行政強化作戦」政策目標2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引上げ(各年度)を達成している都道府県の割合 (令和元年度までに100%) (参考指標4)全国の消費生活相談員の研修参加率(測定指標6関連)</p>				
	<p>7 「地方消費者行政強化作戦」政策目標3-1 適格消費者団体が存在するブロックの割合 (令和元年度までに100%)</p>	<p>消費者問題解決力の高い地域社会作りのため、地方消費者行政強化交付金等を活用し、適格消費者団体等の支援を行う。</p>			
					<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(4))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	細目標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)② 地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>2016年4月1日の改正消費者安全法の施行を踏まえて、地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進に向け、引き続き地方公共団体等に対し、消費者安全確保地域協議会設置の意義や既存の他分野の地域ネットワークとの一体的運営を含む関係部所間の庁内連携について説明会や通知等と呼び掛けるとともに、既存の見守り体制に関連する関係府省庁等とも連携し、消費者安全確保地域協議会の設立支援及び消費生活協力員・消費生活協力団体の活用支援により、地域の見守りネットワークの構築を推進する。多くの地方公共団体での消費者安全確保地域協議会の設置を目指す。全国的に消費者安全確保地域協議会の設置に取り組んでいる徳島県内の事例を含め、先進事例の収集・普及等に取り組むとともに、地方公共団体への理解促進のため「地域協議会設置の手引き」を公表・普及することで、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進する。</p>	<p>8 「地方消費者行政強化作戦」政策目標5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)(令和2年度までに100%)</p>	<p>消費者問題解決力の高い地域社会作りのため、地方消費者行政強化交付金等を活用し、消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者等の被害を防止のための「地域の見守りネットワーク」の構築を支援する。</p>	<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することなどにより、地域における消費者被害を救済・防止し、消費者の安全・安心を確保すべく、地方消費者行政強化作戦の達成状況を地方消費者行政強化交付金の交付額の算定に反映させるというインセンティブを地方公共団体に対して付与するとともに、同交付金の活用を働き掛けるなどして、地方公共団体の取組を、財政面を中心に支援することとする。(再掲)</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)③ 地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有</p> <p>毎年4月に都道府県及び指定都市の消費者行政担当課長等を対象とした「都道府県等消費者行政担当課長会議」を開催し、国の消費者行政の最近の動向について、情報共有を図る(消費者委員会、国民生活センターも出席)。 また、毎年10月から11月までにかけて、全国を6つのブロックに分け、都道府県・指定都市の担当課長との意見交換や情報共有の場としての「消費者行政ブロック会議」を開催する(関係機関として、経済産業局等の関係省庁の地方支分部局や国民生活センター等も出席)。 その他、国民生活センターと地方公共団体(持ち回り)で共催している「消費生活センター所長会議」に、職員が出席し、意見交換や情報提供を行う。また、市区町村長宛てに通知を発出するなど市区町村へのダイレクティブな情報提供を行うことにより、市区町村への支援・連携を強化する。</p>	<p>9 都道府県等消費者行政担当課長会議の開催</p> <p>10 消費者行政ブロック会議の開催(回数)</p> <p>11 都道府県知事等の幹部及び消費生活相談員との意見交換(「キャラバン隊」)の開催(回数)</p>	<p>都道府県等消費者行政担当課長会議及び消費者行政ブロック会議を引き続き開催し、国と地方の意見交換や情報共有を図る。都道府県だけでなく市区町村も含めた「現場」の相談員等と意見交換を行う。</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p> <p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費者基本計画工程表 施策番号6(2)④ 都道府県における法執行強化</p> <p>都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、消費者安全法等)を図るため、「消費者庁所管法令執行担当者研修」を実施(略)。 2018年度からは、地方消費者行政強化交付金を活用して、地方公共団体における警察職員であった者、法曹専門家等の登用や国民生活センターが実施する研修への参加にかかる費用を支援する等の取組を進める。</p>	<p>12 執行専門研修の開催(参加人数)</p> <p>(参考指標5)都道府県別法執行の実施状況</p>	<p>引き続き、執行専門研修の開催により地方公共団体の担当職員の一層の専門性の向上を図り、もって地方公共団体の人材強化に寄与するとともに消費者行政ブロック会議等の開催により情報共有を行い、国と都道府県との連携に資するよう支援を行う。</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p> <p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(4))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度	
消費者基本計画工程表 施策番号6(2)⑤「消費者ホットライン」の運用 「消費者ホットライン」の運用により、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、近くの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步を支援する。 さらに、「消費者ホットライン」の3桁化(2015年7月から「188」の番号で運用開始)を実施し、記者会見場での掲示、消費者向け情報提供の際や消費者月間において周知するなど、様々な機会を捉えて、多様な媒体を利用し、3桁の電話番号「188番(いやや!)」や消費生活センター等を周知することにより相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図るとともに、土日祝日における消費生活相談体制の整備を含め、大幅な増加が見込まれる消費生活相談への適切な対応を支援する。		13 消費者ホットラインの運営(入電件数)		消費者ホットライン188について、様々な機会を捉え、多様な媒体を利用して周知することにより、認知度の向上及び利用の促進を図る。 また、3桁化による利便性の向上に伴う消費者ホットラインの利用増加に対応できるよう、土日祝日や消費生活センターの一時的な閉所日(施設の設定点検等)、災害時等における接続先の適切な設定等を行う。		令和元年度	
		14 消費者ホットライン188の認知度					
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度	
消費者基本計画工程表 施策番号6(2)⑦ 消費生活相談情報の活用 1) 国民生活センターと連携して、PIO-NETを適切に運用する。 2) 次期PIO-NETの刷新に向けた取組を進める。 3) 国の行政機関におけるPIO-NETの利用指針を踏まえ、国民生活センターと連携して国の行政機関による利用を推進するとともに、PIO-NETを活用して事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有を推進する。		15 国の行政機関及び地方公共団体によるPIO-NETの利用状況(利用部署数)		国民生活センターと連携して、PIO-NET2015を適切に運用することに加え、次期PIO-NETの刷新に向けた取組を進める。また、国の行政機関等による利用を推進するとともに、PIO-NETを活用して、事業者に対する法執行・指導監督の権限を持つ地方公共団体の担当部署等への消費生活相談情報の共有を推進する。		令和元年度	
		16 PIO-NET刷新の進捗状況					
		17 地方公共団体への消費生活相談情報の共有回数					
達成手段		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		29年度	30年度				
(1) 地方消費者政策推進経費		165,891千円 (157,361千円)	167,047千円 (147,637千円)	168,183千円	9~17	地方公共団体担当者等「現場」の関係者へのヒアリング、施策説明会(地方消費者行政強化交付金及び改正消費者安全法の制度の説明等)、要望の把握等を通じて、連携・交流を図るとともに、地方の消費者行政を担当する組織、職員配置、予算、事業の動向など、地方消費者行政全体の現況を把握し、今後の地方消費者行政支援の施策の検討に活用する。 また、消費者ホットライン188の継続利用及び運用を行う。	0009
(2) 地方消費者行政のための事業に必要な経費		5,482,000千円 (4,998,440千円)	4,048,668千円 (3,369,435千円)	3,723,800千円	1~8	(一般会計) 地方消費者行政における基礎的な取組の下支えと地域社会における消費者問題解決力の向上を目的とし、各都道府県からの申請に基づき、「地方消費者行政強化交付金」等を交付する。 (復興特別会計) 被災4県(福島県、宮城県、岩手県及び茨城県)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、これら被災4県からの申請に基づき、「地方消費者行政推進交付金」を交付する。	0010

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(5))

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進	担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	消費者安全課長 鮎澤 良史
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。 収集した事故情報を定期的に公表するとともに、消費者への注意喚起、事業者への働き掛け等の対応を行う。 緊急事態等の発生時には、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応要綱」に定める手順に基づき、関係省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、迅速かつ的確に対応する。 食品の安全性に関し、時宜に合ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。 消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め自らの判断により適切な消費行動を行うことができるような取組を推進する。 消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号1(1)⑥、1(1)⑦、1(2)①、1(2)②、1(2)③、1(3)①、1(4)①、1(4)④、1(4)⑬、5(1)②				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(1)⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組</p> <p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、地域、消費者団体、事業者、地方公共団体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開する。 また、子どもの事故の動向分析及び保護者等の意識・行動調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」(2018年度、10府省庁が参加)において、子どもの事故防止策を検討・推進する。</p>		<p>1 情報発信の回数・登録者数 (1)子どもを事故から守る！Twitterのフォロワー数及び情報発信回数 (2)子ども安全メールの登録者数及び情報発信回数</p> <p>2 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催回数及び関係府省庁の子供の事故防止の取組に関する取りまとめ回数</p>	<p>消費者向けの啓発活動として、子どもを事故から守る！Twitter、子ども安全メールによる情報発信を行うほか、「子どもの事故防止週間」を実施し、関係府省庁の連携による事故防止の集中的な広報活動を行い、子どもの事故防止への消費者の関心を向上させる。 子どもの事故防止に向け、保護者等の事故防止意識を高めるための啓発活動、教育・保育施設等の関係者による取組、子どもの事故防止に配慮された安全な製品の普及等の総合的な取組の検討を行うため、関係府省庁の取組をまとめるとともに、関係府省庁連絡会議を開催する。</p>		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(5))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(2)① 事故情報の収集、公表及び注意喚起等</p> <p>消費者安全法等の所管法令等に基づき関係行政機関や事業者から事故情報を収集し事故情報データベース等を通じて公表する。事故情報データベースの質の向上に関して、関係府省庁の消費者関連部局が参集する様々な会議等を通じて事故情報データの在り方及び活用に関して働き掛けるとともに、地方公共団体等に対して依頼を行うことにより、事故情報データベースに入力されるデータの充実に努めていく。</p> <p>毎年度、事故が多発しているもの、被害の拡大が想定されるものから速やかに事故内容の分析・調査を実施し、調査結果に基づき迅速に注意喚起等を行う。</p> <p>法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講ずる。</p> <p>商業施設外を含め、遊戯施設の事故情報を収集・公表し、消費者に注意喚起する。</p>	<p>3 定期公表の公表回数 (1)消費者安全法に基づく重大事故等の定期公表回数 (2)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の定期公表回数</p> <p>4 生命・身体分野に関する注意喚起件数 (1)プレスリリースによる注意喚起 (2)Twitterによる情報発信回数 (3)商業施設外を含めた、遊戯施設の事故に関する情報提供の回数</p> <p>5 消費者安全法に基づく通知制度に関する周知活動回数</p>	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故情報等の収集を行い、事故情報の定期公表を確実に実施する。また、消費者安全法の規定に基づき重大事故等に関する通知が確実になされるよう、地方公共団体職員や消費生活相談員向けの説明会等の周知活動を実施する。</p> <p>収集した事故情報についての分析・調査を行い、適時適切なプレスリリースの公表や、Twitterによる情報発信を行う。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(2)② 緊急時における消費者の安全確保</p> <p>緊急事態等の対応については、関係府省庁が連携し、日頃から適切な訓練を実施するとともに、事態発生時には「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」(平成24年9月28日関係閣僚申合せ)で定める手順に基づき、関係府省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、消費者被害の発生・拡大の防止に努め、関係行政機関や事業者、医療機関等から寄せられる事故情報については迅速かつ的確に収集・分析を行い、消費者への情報提供等を通じて、生命・身体に係る消費者事故等の発生・拡大を防止する。</p>	<p>6 緊急事態等の発生時における緊急対策本部又は消費者安全情報総括官会議の開催状況</p> <p>7 緊急事態に備えた、緊急時対応訓練の実施状況及び消費者安全情報総括官会議幹事会の開催回数</p>	<p>緊急事態等においては、消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。</p> <p>関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図りながら緊急時対応訓練を毎年度実施し、職員の緊急事態に対する意識の醸成を図り、円滑な危機対応が可能となるよう、業務の流れや分担等の確認を行う。</p> <p>さらに、緊急事態に備え消費者安全情報総括官会議幹事会を開催し、関係府省庁において消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約、共有を行うとともに、緊急事態等への即応体制を維持する。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(2)③ リコール情報の周知強化</p> <p>リコール情報を効果的に発信するため、「消費者庁リコール情報サイト」を適切に運用するとともに、地域のネットワーク等を活用したリコール情報等の情報提供を推進する。</p>	<p>8 消費者庁「リコール情報サイト」の運営状況 (1)リコール情報の登録件数 (2)メールマガジン発信回数 (3)メールマガジンの登録者数</p> <p>9 地方公共団体等へのリコール情報サイトに関する周知活動の状況</p>	<p>適切にリコール情報の収集を行い、速やかにリコール情報サイトに登録することに努める。</p> <p>また、リコール情報のサイトの運営に当たっては、特集ページの開設やメールマガジンの発行、サイトの改修を実施するなど消費者の利便性向上に資する取組を行う。</p> <p>さらに、リコール情報の周知のため、地方公共団体等に向けた情報提供を行う。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(5))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(3)① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施</p> <p>消費者事故等の発生状況を踏まえ、消費者の安全確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施する。その際、2012年に公布された消費者安全法の改正法附則に基づき、同法の施行状況について検討した結果も踏まえ、引き続き事故調査室員の資質の向上及び公表した調査案件に関する様々な方法を用いた情報発信に努めることなどによる、原因調査等の充実により事故等の再発防止のための取組を進める。</p>	<p>10 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施状況 (1) 報告書件数 (2) 勧告・意見件数 (3) 事故調査実施件数 (4) 申出受付件数</p>	<p>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(4)① 食品安全に関する関係府省の連携の推進</p> <p>関係府省間における連携の強化を図るため、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を始めとする各種会議等を定期的に開催する。緊急事態等の発生時においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。</p>	<p>11 緊急事態等の発生時における対応状況</p> <p>12 関係府省間の連携強化を図るための食品安全に関する各種会議の開催状況 (1) 関係府省連絡会議 (2) 幹事会 (3) リスクコミュニケーション担当者会議 (4) 食品リスク情報関係府省担当者会議</p>	<p>緊急事態等においては、関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図り、政府一体となって迅速かつ適切に対応し、被害の発生・拡大の防止に努める。緊急事態等の発生の際に迅速かつ適切に対応できるよう、以下の会議を開催し、食品安全に関する関係府省庁間の連携を日頃から推進する。 (1) 関係府省連絡会議(年2回) (2) 幹事会(週1回) (3) リスクコミュニケーション担当者会議(隔週1回) (4) 食品リスク情報関係府省担当者会議(月1回)</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号1(4)④ 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進</p> <p>国民が安全な食生活を送るために、食品のリスクに関する正しい知識と理解を深められるよう、関係府省等で連携しつつ、時宜に合ったテーマを選定し、リスクコミュニケーションを継続的に推進する。 具体的には、関係府省等の共催又は府省等ごとに開催する意見交換会や説明会の実施、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等を活用し、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進する。 また、「総合的なTPP等関連政策大綱(平成29年11月TPP等総合対策本部決定)」も踏まえ、食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを引き続き実施する。 さらに、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションについては、「食品に関するリスクコミュニケーション研究会報告書」等を踏まえ、福島県等の被災地から消費地に重心を移して実施する。 今後とも、消費者庁が関係府省の協力を得ながら、食の安全に関する情報を整理し、ウェブサイト等を通じて広く提供するなど、消費者への分かりやすい情報発信に努める。</p>	<p>13 食品安全に関する総合情報サイトのアクセス数</p> <p>14 関係府省庁連携による、食品の安全性に関する意見交換会の開催回数</p>	<p>食品の安全性全般に関するリスクコミュニケーションを推進するため、食品安全に関する総合情報サイトを更新し、消費者への情報提供を行い、消費者の関心を高める。 食品の安全性に関し、関係府省と連携した意見交換会等を開催し、リスクコミュニケーションを推進する。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(5))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号5(1)② 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析 製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表するとともに、製造物に起因する事故の被害救済に関する取組を推進する。	15 製造物責任法に関する裁判例の収録内容の更新回数		製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、裁判例を抽出・整理・公表する。			令和元年度
達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度				
(1)消費者の安全確保のための施策の推進	178,534千円 (150,523千円)	204,613千円 (154,342千円)	202,008千円	3~7、10、15	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関や事業者から関係法令の規定に基づき事故情報を収集するとともに、医療機関を含め多様な主体から事故情報を幅広く収集する。 収集した事故情報は定期的に公表するとともに、事故情報を点検し、消費者への注意喚起、事業者への働き掛け、関係省庁への具体的な要請等の対応を行う。 重大事故等が発生した場合の緊急時には必要に応じ、関係府省庁による緊急対策本部等を設置し、的確に対応する。加えて、平時から訓練や関係府省庁による会議等を通じ、緊急時に備えた体制の整備を行う。 製造物責任法に関する裁判例を収集・分析した上で、論点別に裁判例を抽出・整理・公表する。 消費者安全調査委員会は、生命身体事故等の原因を究明し、被害の発生・拡大の防止のための提言を行う。 	0017
(2)リスクコミュニケーション等の推進に必要な経費	34,547千円 (38,293千円)	35,971千円 (34,618千円)	35,456千円	11~14	食品安全に関し、時宜に適ったテーマを選定し、正確な情報を様々な手法を用いて提供することで、理解が深まるよう、関係府省庁や地方公共団体、消費者団体と連携し、双方向のリスクコミュニケーションに努める。特に、食品中の放射性物質に関しては、重点的に取り組む。意見交換会の開催や、分かりやすい情報提供のためのツールの作成やその提供等を含めたリスクコミュニケーションに取り組む。	0018
(3)リコール情報周知の強化のために必要な経費	9,429千円 (9,539千円)	11,095千円 (11,434千円)	7,928千円	8、9	関係省庁等が扱うリコール情報について、消費者庁が一元的に情報収集した上で、消費者が分野横断的にリコール情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」を運営(平成24年4月1日から運用開始)。消費者の利便性向上に資するよう情報発信の工夫や掲載内容の充実、効率的な運営のためのサイトの改修を実施する。	0019
(4)子どもの事故防止に関する取組の推進	14,782千円 (11,751千円)	14,947千円 (2,575千円)	6,214千円	1、2	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの事故に関する情報等の分析を基に保護者等へ向けた注意喚起等の情報提供を行う。 子どもの事故防止に資する啓発資料を作成し、普及・啓発活動を行う。また、地方公共団体等の啓発の取組に活用できるように普及を行う。 保護者等の事故防止に関連する意識や対策の実施等につき調査を行い、分析結果を政策の企画立案に活用する。 関係府省庁で連携して、事故防止対策の取組を推進する。 	0020

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(6))

施策名	消費者取引対策の推進	担当部局名	取引対策課	作成責任者名	取引対策課長 笹路 健
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)等の所管法令に基づき、地方経済産業局と一丸となって、違反事業者に対する行政処分(違反事業者に対する業務停止命令・指示、その取締役らに対する業務禁止命令)等の法執行を厳正かつ適切に行う。また、通信販売について、法執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を指導するとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し違法な関連情報を提供することにより適切な対応を促す。</p> <p>併せて、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第60号)による改正後の特定商取引法(平成29年12月1日施行)の内容について、消費者及び事業者等への周知啓発を行う。</p>				
達成すべき目標	<p>特定商取引法の消費者及び事業者等への周知・啓発を行うとともに、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害のおそれのある重大事案に重点的に取り組み、違反行為に対し厳正かつ適切に行政処分を行うことにより、取引の公正と消費者利益の保護を図る。</p> <p>併せて、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律第62号。以下「預託法」という。)や特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。)等の所管法令を厳正かつ適切に執行することにより、消費者利益の保護を図る。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号 1(1)⑧、3(1)①、3(1)②、3(2)⑩、3(3)①、3(3)②、3(4)⑨				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)① 特定商取引法等の執行強化</p> <p>高齢者を狙った悪質商法等による消費者被害を防止するため、特定商取引法及び預託法を厳正かつ適切に執行する。</p>		1 国の特定商取引法及び預託法執行状況(行政処分件数)	<p>高齢化の進展や悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化等の消費者被害をめぐる環境変化に効果的、効率的に対応するため、地方経済産業局と一丸となって、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害のおそれのある重大事案に重点的に取り組み、法と証拠に基づいて厳正かつ適切に対処する。</p> <p>また、都道府県が自治事務として行う特定商取引法の執行について、各都道府県の意向も踏まえて、共同調査・処分や研修等を通じて執行の経験やノウハウの共有等の支援を行う。</p>		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号3(1)② 特定商取引法の見直し</p> <p>第190回国会において成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」は2017年12月1日に施行されており、引き続き特定商取引法の周知・啓発及び施行状況のフォローアップを実施する。</p> <p>また、成年年齢引下げに伴うワーキング・グループ報告書を踏まえ、2020年6月までに特定商取引法施行規則について所要の見直しを行う。</p> <p>施策番号3(2)⑩ 美容医療サービス等の消費者被害防止</p> <p>美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るため、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成29年政令第174号)により、一定の美容医療契約を特定継続的役務提供として特定商取引法の規制対象とした。改正政令は、改正特定商取引法とともに2017年12月1日に施行されており、引き続き、周知・啓発活動を実施する。</p>		2 特定商取引法の周知・啓発及び施行状況のフォローアップの進捗状況	<p>特定商取引法について、消費者や事業者への周知や啓発を行うとともに、改正特定商取引法(平成29年12月1日)の施行状況のフォローアップ等を実施する。</p>		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(6))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標		目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(3)② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。		3 特定電子メール法の厳正な執行(警告メール(行政指導)の件数及び措置命令(行政処分)の件数)		引き続き、総務省と連携しつつ、特定電子メール法を厳正かつ適切に運用する。		令和元年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(3)① 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応 通信販売等について、特定商取引法の周知・啓発及び施行状況のフォローアップを実施するとともに、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除等を促す。		4 不適切な広告の改善に向けた通信販売事業者等に対する特定商取引法の執行状況(通信販売事業者に対する行政指導件数及び行政処分件数)		引き続き、通信販売業者に対して特定商取引法に基づき適切な措置を講じるとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対して、関連情報を提供し、適切な対応を促す。		令和元年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(4)⑨ 模倣品被害の防止 越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。		5 模倣品の通信販売サイトに対する特定商取引法の執行状況(行政指導件数)		引き続き、特定商取引法に違反しているおそれのある模倣品の販売業者に対し、同法に基づき適切な措置を講じる。		令和元年度
消費者基本計画工程表 施策番号1(1)⑧ 危険ドラッグ対策の推進 消費者庁では、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。		6 危険ドラッグの通信販売サイトに対する特定商取引法の執行状況(行政指導件数)		引き続き、関係機関と連携しつつ、特定商取引法に違反しているおそれのある危険ドラッグの通信販売サイトに対し、同法に基づき適切な措置を講じるとともに、関係機関に対する情報提供を行う。		令和元年度
達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度				
(1)消費者取引の対策に必要な経費	305,156千円 (212,673千円)	262,319千円 (196,760千円)	240,297千円	1、2、4～6	特定商取引法の厳正な執行と見直し	0021

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者1-(7))

施策名	消費者表示対策の推進	担当部局名	表示対策課	作成責任者名	表示対策課長 西川 康一
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、</p> <p>①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</p> <p>②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)に基づく住宅性能表示基準の普及啓発を図る。</p> <p>③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。</p> <p>④健康食品を含めた食品の表示及び広告の適正化を図る。また、関係機関の連携による食品表示の監視及び取締りを行う。</p> <p>⑤消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法の規定に違反する行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処する。</p>				
達成すべき目標	<p>①景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、一般消費者の利益を保護する。</p> <p>②住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や建て替えを行う際の消費者の利益を保護する。</p> <p>③家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。</p> <p>④健康食品等の監視等を適切に実施し、関係機関との連携を通じて効果的かつ効率的な執行を行い、一般消費者の利益を保護する。</p> <p>⑤消費税転嫁対策特別措置法を効果的かつ効率的に執行し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。</p>				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号2(1)①、2(1)②、2(1)③、2(2)①、2(2)②、2(3)②、2(3)③				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(1)① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充</p> <p>不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。</p>		<p>1 景品表示法執行状況(行政処分件数及び行政指導件数)</p> <p>(参考指標) 都道府県における景品表示法執行状況(都道府県における措置命令件数)</p>	引き続き、都道府県等と連携の上で景品表示法を厳正に執行する。		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(1)② 景品表示法の普及啓発</p> <p>景品表示法の説明会への講師派遣をすることに加え、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。</p> <p>引き続き、過去の違反事例とともに、同法の基本的な考え方について周知活動を行う。</p>		<p>2 景品表示法説明会への講師派遣状況(講師派遣件数及び説明会における理解度)</p>	引き続き、景品表示法の説明会へ講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者1-(7))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(1)③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援</p> <p>不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第31条の規定に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。</p>	<p>3 公正取引協議会等の活動への講師派遣状況(講師派遣件数)</p>	<p>引き続き、公正取引協議会等の活動への講師派遣などを通じ、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう支援する。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(2)① 家庭用品の品質表示の見直し</p> <p>国民生活センターや消費者センター等の関係機関と連携し、2014年度の繊維製品品質表示規程の改正によって変更された新しい洗濯表示を含め、家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う。また、2016年度の内閣府令並びに繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程の改正についても、講師派遣等を通じ、普及啓発活動を行う。</p>	<p>4 家庭用品品質表示法ガイドブックの配布及び説明会への講師派遣状況(ガイドブック配布冊数及び講師派遣件数)</p>	<p>平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した家庭用品品質表示法ガイドブックを作成・配布するとともに、引き続き、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法の普及啓発を図る。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(2)② 住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実</p> <p>住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。</p>	<p>5 住宅性能表示制度の相談対応状況(相談件数)</p>	<p>引き続き、住宅性能表示制度の普及啓発の促進に努めるとともに、事業者等からの問合せに適切に対応し、問合せ内容を国土交通省にフィードバックすることにより、同制度の更なる普及啓発を図る。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)② 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化</p> <p>食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。</p>	<p>6 インターネットにおける健康食品の広告の改善要請(改善要請後の改善率及び改善要請件数)</p>	<p>引き続き、インターネットにおける健康食品等の表示・広告の監視等を適切に実施する。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者1-(7))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標		目標年度		
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り</p> <p>食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」(平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係関係会合了承)に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適切な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。</p> <p>また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局(所)、地方農政局、都道府県(消費生活センター、警察等)等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。</p>	<p>7 関係法令(食品表示法等)に基づく措置の実施状況(措置件数)</p> <p>8 食品表示連絡会議の開催状況</p>	<p>引き続き、食品表示連絡会議の開催等による関係機関との連携を通じて、効果的かつ効率的な執行を行う。</p>		<p>令和元年度</p>		
<p>消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)</p> <p>消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為を未然に防止するため、同法で禁止されている消費税分を値引きする等の宣伝や広告等に係る基本的な考え方や具体的な事例を用いて普及啓発活動を実施する。</p> <p>また、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法の規定に違反する行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処する。</p>	<p>9 消費税転嫁対策特別措置法に基づく執行状況(指導件数)</p>	<p>引き続き、消費税転嫁対策特別措置法の規定に基づき、効果的かつ効率的に執行を行う。</p>		<p>令和元年度</p>		
<p>達成手段</p>	<p>補正後予算額(執行額)</p>		<p>令和元年度当初予算額</p>	<p>関連する指標</p>	<p>達成手段の概要等</p>	<p>令和元年行政事業レビュー事業番号</p>
<p>(1)消費者表示の対策に必要な経費</p>	<p>29年度 151,507千円 (120,458千円)</p>	<p>30年度 156,898千円 (107,575千円)</p>	<p>152,665千円</p>	<p>1~8</p>	<p>景品表示法に係るガイドラインや違反事例の周知等による普及・啓発活動を実施し、事業者及び事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援するとともに、不当な表示に対しては同法の規定に基づく厳正な執行を行う。</p> <p>景品表示法違反の未然防止等の観点から、公正競争規約が積極的に活用され、適切な運用が行われるよう関連団体等を支援する。</p> <p>家庭用品品質表示法について、平成26年度の繊維製品品質表示規程の改正によって変更された新しい洗濯表示や平成28年度の内閣府令等の改正などを含め、普及啓発活動を行う。</p> <p>住宅品質確保法の規定に基づく住宅性能表示制度の普及を行うとともに、消費者のニーズや評価技術の進歩に応じた評価方法の充実を図る。</p> <p>食品表示の適正化に向けて、法令違反に対しては厳正に対処するほか、関係府省庁や都道府県等と緊密に連携した効果的、効率的な執行や執行体制の整備を通じて関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>0022</p>
<p>(2)消費税価格転嫁対策に必要な経費</p>	<p>36,002千円 (26,501千円)</p>	<p>35,876千円 (26,946千円)</p>	<p>35,021千円</p>	<p>9</p>	<p>消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為を未然に防止するため、同法で禁止されている消費税分を値引きする等の宣伝や広告等に係る基本的な考え方や具体的な事例について普及・啓発活動を実施する。</p> <p>消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視し、同法に違反する行為を行っている事業者に対しては勧告を行うなど、厳正に対処する。</p>	<p>0023</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(8))

施策名	食品表示の企画・立案・推進	担当部局名	食品表示企画課	作成責任者名	食品表示企画課長 五十嵐 麻衣子
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、食品表示法(平成25年法律第70号)等に基づく食品の表示を的確に企画及び運用する。				
達成すべき目標	食品表示は、食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしているため、食品表示に関する制度を適正に企画・立案・運用し、消費者の利益の増進を図る。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号 2(3)①				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等</p> <p>2015年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する。</p> <p>栄養成分表示を活用した消費者教育により、表示への関心を高める環境づくりを進めるとともに、健康づくりに役立つ情報源としての活用促進を図る。消費者の理解促進を図るべく、2018年度までに徳島県等において実施した栄養成分表示及び保健機能食品の消費者教育モデル事業の結果を踏まえ、2019年度以降に地方公共団体等において消費者教育を実施する。また、2018年度に実施した「地域特性を生かした栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育に関する調査事業」の結果については、消費者庁で精査した上で公表し、活用していくことを検討している。</p>		<p>1 食品表示制度の普及啓発 (講師派遣・パンフレット配布枚数)</p> <p>2 消費者意向調査における食品表示制度の認知度</p> <p>3 食品表示基準等に関するサイトへのアクセス回数</p>	<p>食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。</p> <p>また、徳島県等において、「地域特性をいかした栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育に関する調査事業」で得られた成果を用いて、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育を行い、消費者の理解促進を図る。</p>		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等</p> <p>食品表示法制定時の個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。インターネット販売等における食品表示については、2016年12月に公表された報告書を事業者等に周知するとともに、消費者への普及啓発に努めている。2017年9月に施行された新たな加工食品の原料原産地表示については、引き続き、消費者、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る。食品添加物表示については、実態調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う。遺伝子組換え表示の在り方については、2018年3月に公表された報告書を踏まえた食品表示基準の一部改正案を2018年10月に消費者委員会へ諮問しており、引き続き改正に向けた作業を行う。</p> <p>さらに、食品関連事業者等がアレルゲン等の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品を自主回収する場合に、行政機関への届出を義務付けるとともに、その旨を行政機関が公表する仕組みを制度化するため、2018年12月に食品表示法の一部を改正する法律が公布されており、今後届出に係るシステムの構築、政令等の策定等を行う。</p>		<p>4 食品表示制度の普及啓発 (講師派遣・パンフレット配布枚数)</p> <p>5 実態を踏まえた食品表示基準等の改正、通知の発出及びQ&Aの改訂回数</p> <p>6 食品表示基準等に関するサイトへのアクセス回数</p>	<p>食品表示制度について、実態を踏まえた検討を行い、制度に反映させるとともに、事業者への周知により制度改正への速やかな対応を促す。また、必要に応じて通知の発出、Q&Aの充実を行い、制度を適切に運用する。</p>		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(8))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号2(3)① 新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等</p> <p>機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用するとともに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発による理解促進を図る。また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに、制度創設時に残された検討課題についても2016年12月に公表された報告書を踏まえ、制度への反映等を引き続き行う。2017年度に施行後2年間の施行状況について検証した結果を踏まえた上で、2018年度以降に必要な検討を行う。</p> <p>なお、特定保健用食品制度については、許可後の事後チェックを実効性のあるものとし、許可制度の適切かつ透明性のある運用を担保する観点から、買上調査の実施や製品に係る公開情報の提供の在り方など運用の見直しを行い、適宜取組状況のフォローアップを行う。</p>	7 食品表示制度の普及啓発(講師派遣・パンフレット配布枚数)		機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示することができる制度を適切に運用するとともに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解促進を図る。			令和元年度
	8 消費者意向調査における保健機能食品の認知度					
	9 食品表示基準等に関するサイトへのアクセス回数					
	10 機能性表示食品の公表件数(累積)					
	11 買上調査の対象件数(機能性表示食品、特定保健用食品)					
達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度				
(1) 食品表示の対策に必要な経費	141,000千円 (119,445千円)	180,349千円 (15,657千円)	150,583千円	1~11	食品表示法等に基づく食品表示制度の企画・立案・運用を行う。	0024
(2) 新たな食品表示制度の適正化・充実に係る経費	46,628千円 (67,784千円)	71,829千円 (80,021千円)	68,978千円	1~11	食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、制度の適正化・充実を図るために必要な検討を行うとともに、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図る。	0025
(3) 食品表示に関する消費者向け情報提供の仕組みの運用	31,150千円 (31,150千円)	31,150千円 (31,150千円)	47,096千円	1~4、6~11	製造所固有記号及び機能性表示食品制度の届出情報について、消費者からアクセス可能なデータベースを運用する。	0026

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(9))

施策名	物価対策の推進	担当部局名	参事官(調査・物価等担当)	作成責任者名	参事官 大森 崇利
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係関係会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省庁連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。				
達成すべき目標	公共料金等の適正性の確保などを図り、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に係る内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号 3(2)①、4(4)②				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号3(2)① 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 電力及び都市ガスの小売全面自由化について、周知・広報を行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会と国民生活センターで連携して消費者から寄せられたトラブル事例を公表するなど、消費者保護のための情報提供及び注意喚起を行う。		1 電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者への影響調査の実施状況	物価モニター調査の追加項目において電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者への影響を調査する。		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
消費者基本計画工程表 施策番号4(4)② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保 各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。 特に、電力及び都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を促進するための情報提供の推進等の取組を行う。 また、料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。 電力託送料金について、一般送配電事業者の収支状況(託送収支)、効率化の取組状況について、電力・ガス取引監視等委員会において定期的に事後評価を行う。 2017年1月から初乗り運賃の引下げを実施した東京都特別区・武三地区(武蔵野市・三鷹市)のタクシー運賃については、物価問題に関する関係関係会議での決定事項を踏まえ、運賃組替え後3年以内に、事業者の運送収入の状況や運賃の妥当性、運賃組替えの手続き等について、丁寧な事後検証を実施する。		2 公共料金の決定過程の透明性等を確保する措置の実施状況	消費者委員会と連携して、公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題の検討、及び値上げされた電気料金のフォローアップに資する材料を整理する。		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(9))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標		目標			目標年度		
	物価モニター調査及び公共料金に関する調査の実施並びに消費者への情報提供	3 物価モニター調査実施回数	4 物価モニター掲載ページへのアクセス数	物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。			令和元年度	
達成手段		補正後予算額(執行額)						令和元年度当初予算額
	29年度	30年度						
(1)物価対策の推進に必要な経費	63,021千円 (44,557千円)	67,404千円 (49,664千円)	91,284千円	1~4	物価モニター調査及び公共料金に関する調査を行い実態を把握するとともに、消費者への情報提供を行う。	0012		

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(10))

施策名	消費者政策の推進に関する調査・分析	担当部局名	参事官(調査・物価等担当)	作成責任者名	参事官 大森 崇利
政策体系上の位置付け	(政策分野)消費者政策 (政策)消費者政策の推進			政策評価 実施予定時期	令和2年8月
施策の概要	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。</p> <p>調査結果の公表に加え、政府が前年度に講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法(昭和43年法律第78号)第10条の2の規定に基づく年次報告書(以下「消費者白書」という。)の作成・公表を行う。</p> <p>消費者安全法(平成21年法律第50号)の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、国民へ公表、消費者委員会、国会に報告する。</p> <p>消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施を行い、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動等を通じて、事業者における取組の推進を図る。</p>				
達成すべき目標	消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を推進する上で有用な各種調査・分析を実施するとともに、事業者における消費者志向経営の推進を図ることで、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。				
目標設定の考え方・根拠 (施策に関係する内閣の重要政策)	○消費者基本計画工程表(平成27年3月24日消費者政策会議決定、令和元年7月26日改定)施策番号4(1)①、4(1)②、4(1)③、4(3)②				
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)① 消費者政策の実施の状況の報告</p> <p>消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告(消費者白書)を作成し、国会に報告する(消費者安全法に基づく国会報告と合冊)。</p>		1 関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの消費者白書提供数	消費者基本法の規定に基づき、消費者白書を作成し、国会に報告する。また、関係行政機関、関係団体及び国民生活センターへ報告書を提供する等、広く国民に情報提供する(消費者安全法に基づく国会報告と合冊)。		令和元年度
消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)		測定指標	目標		目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)② 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告</p> <p>消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する(消費者白書と合冊)。</p>		2 関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への消費者安全法に基づく国会報告の報告書提供数	消費者安全法の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を国会に報告する。また、関係行政機関、関係団体及び国民生活センターへ当該国会報告を提供し、消費者委員会に報告する等、広く国民に情報提供する(消費者白書と合冊)。		令和元年度

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(10))

消費者基本計画該当施策等(測定指標及び目標の設定根拠)	測定指標	目標	目標年度
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(1)③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施</p> <p>消費者政策の企画立案のため、次の1)から4)までの調査を実施する。 【消費者庁】 1)消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。 2)既存の消費者事故等情報やPIO-NET情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。 3)消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。 4)上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。</p>	<p>3 消費者意識基本調査掲載ページアクセス数</p> <p>4 消費者白書掲載ページアクセス数</p> <p>5 消費行動、消費者問題等に関する有識者へのヒアリング実施回数</p> <p>6 研究成果物等掲載ページへのアクセス数</p>	<p>消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。</p> <p>既存の消費者事故等情報やPIO-NET情報等を活用した消費者被害額を毎年度継続的に推計する。</p> <p>日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。</p> <p>消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。</p>	<p>令和元年度</p>
<p>消費者基本計画工程表 施策番号4(3)② 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施と情報提供、消費者団体と事業者団体との連携促進等</p> <p>消費者志向経営の広範な普及を図るために、社会的気運を高めるための全国的な推進活動として、次の取組を展開する。 1)消費者志向経営推進に向けた自主宣言・フォローアップ活動等 事業者団体、消費者団体及び消費者庁を始めとする行政機関によって構成される消費者志向経営推進組織(プラットフォーム)を設け、消費者志向経営の広範な普及に向けた活動を展開する。2019年度における活動の重点課題は、「事業者の消費者志向の取組の整理・分析及びそれを踏まえた消費者志向自主宣言・フォローアップ活動参加事業者の更なる拡大」とする。 具体的には、事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けを行う。また、事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化することや、優良事例の表彰を実施することを通じ、消費者・社会の理解の促進と、事業者の取組の促進を図る。なお、推進活動は、5年間の実施期間を設けて活動し、進捗状況を踏まえてその後の推進の在り方について見直しを行うこととしており、2019年度は、事業者の消費者志向の取組を整理・分析し、今後の更なる推進に向けた検討を行う。 2)経営者層向けセミナー(トップセミナー)の開催 経営者層向けに各種のセミナー等を開催し、消費者志向経営の一層の普及を図る。 3)事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等の開催 事業者の管理職や担当者向けの研修を開催し、消費者の視点を業務に活かすため、消費者問題や関係法令などの基本的な知識の習得や、参加者による業種を超えた交流等を行う。 事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施する。 消費者団体と事業者団体の相互の連携を図るため、意見交換の場を設ける。 「消費者行政新未来創造オフィス」において、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の事業者への普及・啓発を行う。</p>	<p>7 消費者志向自主宣言事業者数</p>	<p>事業者における消費者志向経営の推進を図るため、事業者の消費者志向経営に対する意識を更に喚起することを目的としたシンポジウム、事業者の経営者層向けセミナーや管理職・担当者の資質向上に向けた研修等を開催し、事業者における消費者志向経営の優良な取組事例の広範な提供を行う。また、併せて消費者志向自主宣言・フォローアップ活動を推進し、事業者の取組の促進を図る。 「消費者行政新未来創造オフィス」においても、地域の事業者・消費者・行政機関等と連携し、地方の企業への普及・啓発を行う。</p>	<p>令和元年度</p>

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(消費者庁1-(10))

達成手段	補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	29年度	30年度				
(1)消費者政策の推進に関する調査・分析に関する経費	65,221千円 (43,269千円)	63,838千円 (45,392千円)	59,007千円	1～4	消費者白書の作成、消費者事故等に関する情報の集約及び分析取りまとめ、消費者意識基本調査や各種調査の実施、消費者被害額の推計等、消費者政策の推進に関する調査や分析事業を行い、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。	0013
(2)事業者連携推進に必要な経費	7,757千円 (1,454千円)	7,943千円 (5,653千円)	4,920千円	7	事業者の消費者志向経営に対する意識を更に喚起することを目的としたシンポジウム、事業者の管理職・担当者の資質向上に向けた研修等を開催し、事業者における消費者志向経営への優良な取組事例を広範に提供することにより、事業者の消費者志向経営の推進を図る。	0014
(3)有識者を交えた消費行動に関する研究	4,771千円 (3,491千円)	4,199千円 (3,683千円)	3,398千円	5	学識経験者との定期的な検討会等を行いながら、消費者を取り巻く現状や消費者政策に関する基礎的・理論的かつ学際的な研究及び報告書の作成を行うことで、消費者関連法律の執行及び消費者政策の企画立案を行う上での理論的な基礎の強化を図り、消費者政策のより効果的・効率的な推進につなげる。	0015
(4)多様な消費者の特性等を踏まえた政策立案のための調査研究	16,500千円 (13,442千円)	22,488千円 (23,370千円)	23,656千円	6	「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県と協力し、消費者問題等に関する理論的・先進的な調査研究を行う。また、調査研究業務を通じて、消費者政策の企画立案を行う上での理論的な基礎を強化し、消費者政策をより効果的・効率的に推進していくことに役立てる。	0016